平成２６年（再イ）第２２１号

神奈川県藤沢市西俣野318番地の３

再生債務者　園田　義人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月７日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第１号

三重県津市西阿漕町岩田41番地19　臼井マンション401

再生債務者　和田　正利

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月７日　　津地方裁判所再生係

平成２７年（再イ）第１号

京都府舞鶴市天台新町97番地３

再生債務者　倉橋　純志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月７日　京都地方裁判所舞鶴支部

平成２６年（再イ）第４号

岡山県美作市中尾943番地

再生債務者　大内　良二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月７日　岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（再イ）第２１号

福岡市博多区東平尾１丁目４番33―303号

再生債務者　鬼束　真理

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月１日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第４号

栃木県宇都宮市富士見が丘１丁目３番12号

再生債務者　中崎　吉章

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月７日

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２７年（再イ）第１号

栃木県那須塩原市宮町１番５号　レオパレスオーロラ210号

再生債務者　眞弓　泰葉

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月７日

宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（再イ）第４４号

静岡県袋井市広岡1289番地の３

再生債務者　大橋　俊明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月７日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２７年（再イ）第４号

三重県亀山市みずほ台１番地252

再生債務者　南　　充

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月７日　　津地方裁判所再生係

計量法第146条において準用する同法第66条の規定に基づく登録の失効の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第344号

計量法（平成４年法律第51号）第146条において準用する同法第66条の規定によって登録事業者の登録の効力の全部が失効したので、同法第168条の５第７号の規定に基づく同法第159条第１項第４号の規定に基づき、公告する。

平成27年５月20日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　辰巳　　敬

（平成27年３月31日登録全部失効分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	効力を失った登録事業に係る計量器の校正等の事業の範囲
0269	株式会社クボタ 大阪府浪速区敷津東一丁目２番47号	株式会社クボタ　精密機器事業ユニット　校正室 大阪府八尾市神武町２番35号	質量	全部失効

弁理士登録公告

平成27年４月30日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　　録

月　日	登録番号	氏　名
４月30日	20342	三浦　貴史
４月30日	20343	佐伯　秀行
４月30日	20344	清原　　琢
４月30日	20345	伊藤　博昭
４月30日	20346	加藤　　肇

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成27年４月20日	13035	石井　秀典	申請抹消
平成27年４月22日	13529	廣岡　寿人	〃
平成27年４月22日	14317	中嶋　理絵	〃

弁理士数　10,848名

（平成27年４月30日現在）

平成27年５月20日　　日本弁理士会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50～70歳代位、身長168㎝、髪白髪交じり、中肉の男性、所持品はジーパン、ジャンパー、現金50,650円、薬、黒色のリュックサック、鍵

上記の者は、平成27年３月21日午後０時８分に東京都西多摩郡奥多摩町氷川798番地ふれあい森林コース氷川渓谷コース上で発見され、死因は縊死。死亡日は平成27年３月中旬と推定されます。引取人がいないため、火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当りの方は、当町福祉保健課までお申し出ください。

平成27年５月20日

東京都　西多摩郡奥多摩町長　河村　文夫

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による長野都市計画事業長野駅周辺第二土地区画整理事業の以下に記載する者に対する仮換地指定通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定により当該通知の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成27年５月20日

長野都市計画事業

長野駅周辺第二土地区画整理事業

施行者　長野市

代表者　長野市長　加藤　久雄

仮換地指定通知

長野都市計画事業長野駅周辺第二土地区画整理事業施行地区内の宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、下記のとおり仮換地を指定します。よって、同法同条第５項及び第99条第２項の規定により、通知します。